

令和8年度（2026年度）
学校いじめ防止基本方針

千里わかば学園豊中市立東丘小学校

令和8年（2026年）4月改訂

学校いじめ防止基本方針 目次

| | |
|--------------------------|---|
| 第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方 | 2 |
| 1. いじめの定義 | |
| 2. いじめに対する学校の認識 | |
| 第2章 未然防止の取組み | 4 |
| 1. 学校生活全般で人権意識を育む | |
| 2. ネットいじめを防止する情報モラル教育 | |
| 第3章 早期発見のための措置 | 5 |
| 1. 定期的なアンケート調査・教育相談の実施 | |
| 2. 保護者や地域の方が相談しやすい体制づくり | |
| 第4章 いじめ防止及び発生時の組織的対応 | 6 |
| 1. コア会議の設置と事案対応 | |
| 2. 重大事態（生命、身体に重大な被害）への対応 | |
| 第5章 学校における組織 | 7 |

第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信させられたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応をとることが必要である。

2. いじめに対する学校の認識

いじめは絶対許されない

いじめは、児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼすまさに人権に関わる重大な問題である。全ての児童に起こりうる問題であり学校としては「いじめは絶対に許されない」と認識している。いじめの加害者はもちろん

ん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに学校いじめ防止基本方針を定める。

第2章 未然防止の取組み

1. 学校生活全般で人権意識を育む

児童がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが大切である。

また、校内においても千里わかば学園内においても異学年交流活動を積極的に行うことで社会性、思いやり、責任感、主体性を育み、多様な意見や能力に触れる機会をもつことでコミュニケーション能力の向上や学級を超えた人間関係の構築もめざしていきたい。

学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立つことが重要となる。

2. ネットいじめを防止する情報モラル教育

インターネットやSNSを安全かつ適切に利用するためのルールや倫理観、責任ある行動を学ぶ情報モラル教育は、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を醸成していくために今後さらに重要となる。具体的には、情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯

罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。児童が、情報モラルを理解したうえで正しく情報を取り扱うための知識や能力を身につけられるよう、学校は情報活用能力の育成に注力する。

第3章 早期発見のための措置

1. 定期的なアンケート調査・教育相談の実施

日常的な観察や学級経営の充実等は当然のこととして、具体的な実態把握の方法として、生活アンケートを毎学期行い、一人ひとりの児童の変化を把握し必要に応じて担任が個別に聞き取る。事案によっては、いじめ対策委員会（以下、コア会議）で報告し状況に応じてケース会議で検討する。教職員一人ひとりがアンテナを高くし、日常的に児童の様子、個人ノートなど様々な情報からいじめの芽を把握するなどいじめの見逃しをなくしていくことが大切である。

また、教育相談の場としては、家庭訪問や個人懇談が考えられるが、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）など専門職を活用し児童や保護者が相談しやすい体制を構築するとともに、専門職の見識を実態把握に活かしていく。

2. 保護者や地域の方が相談しやすい体制づくり

いじめの早期発見は学校だけでなく保護者・地域の方との連携が不可欠である。校外で児童を見守ってくださっている保護者や地域の方から得た情報は教職員で共有する。いじめの早期発見のために、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし一体となって取り組むことが重要である。さらに、市教育委員会や大阪法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みを周知し児童や保護者、地域の方が安心して相談できる先を学校以外でも持てるようにしていく。

第4章 いじめ防止及び発生時の組織的対応

1. コア会議の設置と事案対応

校長、教頭、首席、生徒指導主事、不登校担当者、支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等を主な構成員として、以下の役割を担う。

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- いじめの早期発見・事案対処の指導・進捗管理
- 教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営
- 年間計画の企画と実施

事案が生じた場合には、学年団において担任等が複数で迅速に事実確認を行い、被害児童の状況把握や安全確保を行い保護者へも連絡する。同時に、加害児童への教育的指導と保護者への連絡も必ず行う。被害児童と加害児童で事実が違う場合にはまわりにいた児童からも5W1Hをできるだけ正確に聞き取る。どうしても事実が合わない場合は、それを聞き取りの事実とし、コア会議等でいじめ認知を検討・確定する。

いじめにあった児童のケアが最重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止には大切なことである。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、コア会議において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

いじめの解消とは、いじめ行為が少なくとも3ヶ月止んでいる、被害児童が心身の苦痛

を感じないの2要件を満たし、そのことが本人・保護者への確認がされた状態をいう。担任等が個人で判断するのではなく、学年やコア会議など学校として判断していく。

2. 重大事態（生命、身体に重大な被害）への対応

いじめ防止対策推進法第28条は「重大事態」が発生した場合、学校や設置者（教育委員会）が速やかに組織を設けて事実関係を調査する義務が定められている。以下のような事案が生起し本校コア会議において「重大事態」「重大事態疑い」と認知した場合は、教育委員会に報告し、校内にいじめ問題対策委員会を設けて調査する。

【事案の具体】

◆いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。➤児童が自死を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆いじめにより在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とする。

◆児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

第5章 学校における組織

担任が抱え込むことなく、学年や学校全体で組織的にいじめ認知を行っていく。

